

コマツ教習所株式会社 近畿センタ

〒561-0857 大阪府豊中市服部寿町 5-166

令和8年 令和9年
4月～3月

ISO45001認証取得



技能講習

ベトナム語コース実施

- ・車両系建設機械（整地等）・（解体用）
- ・小型移動式クレーン・玉掛け

特別教育

安全衛生教育

eラーニング

2026年5月より一部コースにおいてeラーニングを開始！
場所を選ばず受講できる環境をご提供いたします。

臨時開催・出張講習等（技能講習を除く）は
ご相談ください。

※ご要望にあわせ検討させていただきます。

PC・
スマホ
から

マイページで申し込みからお支払い手続きまでを
完結できるようになりました(2026年4月から)

24時間いつでも予約・申し込みOK！
お申し込みからお支払いまでWEBで完結！

コマツ教習所 近畿センタ

検索



名神高速豊中IC、または、阪神高速池田線豊中南ICのすぐ近くと、アクセスに便利な場所に位置する当センタは、屋内実技場を完備するなど施設も充実し、雨の日でも快適に受講頂けます。初めての方でも安心して受講して頂けるよう、経験豊富な講師陣が親切・丁寧に指導し、充実した受講環境のもと、スタッフ一同で皆さまをお待ちしております。



アクセス

●電車でお越しの方

阪急宝塚線「服部天神駅」から、西方面へ。服部西町3交差点を左折し、服部寿町3交差点を右折。右手のローソンを越えてすぐ。服部天神駅から徒歩約20分
または、阪急神戸線「園田駅」より「江坂駅行き」バスに乗り、「上津島（コウツシマ）」バス停下車し、徒歩6分

●車でお越しの方

【大阪市内方面から】阪神高速「豊中南出口」を降り池田（大阪国際空港）方面一般道へ。上津島交差点を右折
【池田方面から】阪神高速「豊中南出口」を降り大阪市内方面一般道へ。上津島交差点を左折
【名神高速から】「豊中IC」を降り池田（大阪国際空港）方面一般道へ。上津島交差点を右折
【内環状線・江坂方面から】服部寿町3交差点を右折し、服部寿町3北交差点を左折。府道10号を左折し、上津島交差点を左折（内環状線から右折入場できません）



宿泊のご案内

当センタでの受講に便利な宿泊施設は下記のとおりです。宿泊をご希望の方は、直接ご予約をお願いします。

●サニーストンホテル（当センタより車で15分）

〒564-0052 吹田市広芝町10-3

Tel 06-6386-0001

受講要件等と受講費用

※すべて消費税込みの金額です。

技能講習	コース	日数	受講要件(■のいずれかに該当する方)	受講料 (円)	テキスト代 (円)	合計 (円)	助成金 対象
車両系建設機械 (整地・運搬・積み込み用及び掘削用) 	14H	2日	■大型特殊自動車免許を有する方 ■不整地運搬車運転技能講習を修了された方 ■自動車免許(普通以上)を保有し、かつ、機体質量3t未満の車両系建設機械(整地等又は解体用)の特別教育又は最大積載量1t未満の不整地運搬車の特別教育修了後、 その運転業務に3か月以上従事した経験を有する方 ※「 従事した経験を有する方 」の必要書類を下記で説明	50,800	2,200	53,000	○
	38H	5日	■受講要件はありません	116,800	2,200	119,000	○
	45H	6日	■ベトナム語を理解できる方【ベトナム語通訳付の講習です】	142,700	3,300	146,000	○
車両系建設機械(解体用) 	5H	1日	■車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)運転技能講習を修了された方	25,800	2,200	28,000	○
	5.7H	1日	■車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)運転技能講習を修了し、ベトナム語を理解できる方【ベトナム語通訳付の講習です】	39,700	3,300	43,000	○
フォークリフト 	11H	2日	■大型特殊自動車免許(カタピラ限定を除く)を有する方 ■自動車免許(普通以上)を保有し、かつ、最大荷重1t未満のフォークリフトの特別教育修了後、 その運転業務に3か月以上従事した経験を有する方 ※「 従事した経験を有する方 」の必要書類を下記で説明	25,800	2,200	28,000	—
	15H	3日	■最大荷重1t未満のフォークリフトの特別教育修了後、 その運転業務に6か月以上従事した経験を有する方 ※「 従事した経験を有する方 」の必要書類を下記で説明	36,800	2,200	39,000	—
	31H	4日	■自動車免許(普通以上)を有する方	44,800	2,200	47,000	—
	35H	5日	■受講要件はありません	53,800	2,200	56,000	—
ショベルローダー等 	11H	2日	■大型特殊自動車免許(カタピラ限定を除く)を有する方 ■自動車免許(普通以上)を保有し、かつ、最大荷重1t未満のショベルローダーの特別教育修了後、 その運転業務に3か月以上従事した経験を有する方 ※「 従事した経験を有する方 」の必要書類を下記で説明	36,800	2,200	39,000	○
	31H	4日	■自動車免許(普通以上)を有する方	66,800	2,200	69,000	○
不整地運搬車 	11H	2日	■大型特殊自動車免許を有する方 ■車両系建設機械(整地等又は解体用)運転技能講習を修了された方 ■自動車免許(普通以上)を保有し、かつ、機体質量3t未満の車両系建設機械(整地等又は解体用)の特別教育又は最大積載量1t未満の不整地運搬車の特別教育修了後、 その運転業務に3か月以上従事した経験を有する方 ※「 従事した経験を有する方 」の必要書類を下記で説明 ■2級の建設機械施工管理技術検定-第2次検定(第2～6種)合格者 ■1級の建設機械施工管理技術検定-第2次検定(トラクター系以外)合格者	48,800	2,200	51,000	○
高所作業車 	12H	2日	■小型移動式クレーン運転技能講習を修了された方 ■移動式クレーン運転士免許を有する方	45,800	2,200	48,000	○
	14H	2日	■自動車免許(普通以上)を有する方 ■車両系建設機械(整地等又は解体用)運転技能講習を修了された方 ■フォークリフト運転技能講習を修了された方 ■ショベルローダー等運転技能講習を修了された方 ■不整地運搬車運転技能講習を修了された方 ■車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習を修了された方 ■建設機械施工管理技術検定-第2次検定合格者	48,800	2,200	51,000	○
ガス溶接 	13H	2日	■受講要件はありません	24,120	880	25,000	○

※従事した経験を有する者の証明として、『特別教育修了証明』『事業主経歴証明』の添付が必要です。

特別教育修了証明とは、該当機種の運転業務に従事するために必要な特別教育を受講した証明書のことで、教習機関等が教育を実施し交付した『特別教育修了証』または労働安全衛生法第38条による、事業者が実施した教育の記録を残した『特別教育実施記録』のどちらかを提出してください。

事業主経歴証明とは、事業主は、受講者が該当機種の特別教育修了後にその運転業務に従事した期間の証明として別紙の事業主経歴証明書欄へ記入および押印し証明することです。(事業主が受講者の場合は第三者の証明が必要です)

(証明内容) ■特別教育修了日 ■業務従事期間 ■業務経験時使用機種の詳細(メーカー名・型式・機体質量または最大積載量・所有者)

受講要件等と受講費用

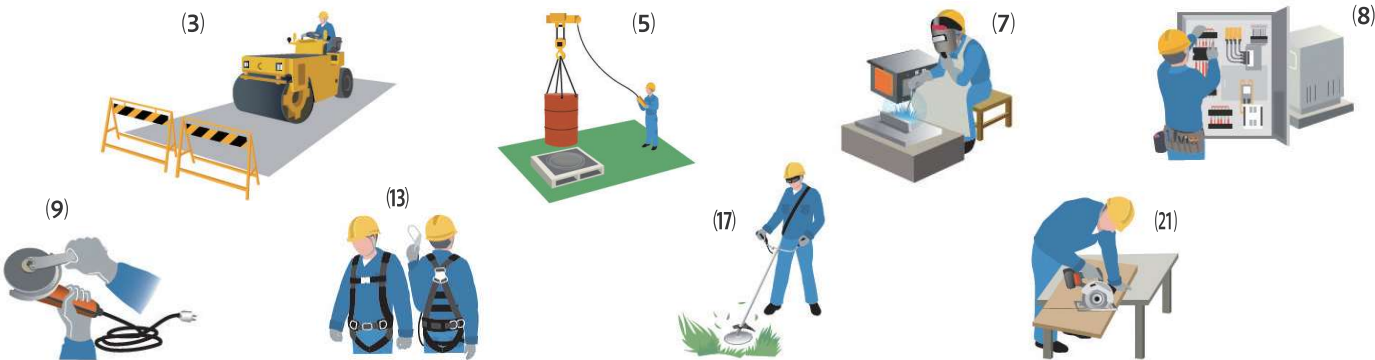
※すべて消費税込みの金額です。

技能講習	コース	日数	受講要件(■のいずれかに該当する方)	受講料 (円)	テキスト代 (円)	合計 (円)	助成金 対象
小型移動式クレーン  クローラークレーン 橋梁型トラッククレーン	16H	3日	■玉掛け技能講習を修了された方 ■床上操作式クレーン運転技能講習を修了された方 ■クレーン・デリック運転士免許を有する方 ■揚貨装置運転士免許を有する方	51,800	2,200	54,000	○
	20H	3日	■受講要件はありません	56,800	2,200	59,000	○
	21H	4日	■上記(16Hコース)のいずれかの受講要件を満たし、ベトナム語を理解できる方【ベトナム語通訳付の講習です】	62,700	3,300	66,000	○
	26.5H	4日	■ベトナム語を理解できる方【ベトナム語通訳付の講習です】	69,700	3,300	73,000	○
床上操作式クレーン 	16H	3日	■玉掛け技能講習を修了された方 ■小型移動式クレーン運転技能講習を修了された方 ■移動式クレーン運転士免許を有する方 ■揚貨装置運転士免許を有する方	48,295	1,705	50,000	○
	20H	3日	■受講要件はありません	53,295	1,705	55,000	○
玉掛け 	15H	3日	■小型移動式クレーン運転技能講習を修了された方 ■床上操作式クレーン運転技能講習を修了された方 ■クレーン・デリック運転士免許を有する方 ■移動式クレーン運転士免許を有する方 ■揚貨装置運転士免許を有する方	23,800	2,200	26,000	○
	19H	3日	■受講要件はありません	28,800	2,200	31,000	○
	19.5H	4日	■上記(15Hコース)のいずれかの受講要件を満たし、ベトナム語を理解できる方【ベトナム語通訳付の講習です】	34,700	3,300	38,000	○
	25H	4日	■ベトナム語を理解できる方【ベトナム語通訳付の講習です】	44,700	3,300	48,000	○

※受講費用はテキスト含む消費税込みの金額です。

区分	No.	種 類	コース	日数	講習対象	受講費用 (円)	助成金 対象
特別教育	(1)	小型車両系建設機械(整地等3t未満)の運転の業務	13H	2	機体質量が3t未満の車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)の運転業務	21,000	○
	(2)	小型車両系建設機械(解体用3t未満)の運転の業務	4H	1	機体質量が3t未満の車両系建設機械(解体用)の運転業務 ※小型車両系(整地等)修了者が対象です	17,000	○
	(3)	ローラーの運転の業務	10H	2	締固め用機械(ローラー)の運転業務	21,000	○
	(4)	フォークリフト(1t未満)の運転の業務	12H	2	最大荷重が1t未満のフォークリフトの運転業務	21,000	
	(5)	クレーン(5t未満)の運転の業務	13H	2	つり上げ荷重が5t未満のクレーン(移動式クレーンを除く)の運転業務	21,000	○
	(6)	高所作業車(2~10m未満)の運転の業務	9H	2	作業床の高さが10m未満の高所作業車の運転業務	24,000	○
	(7)	アーク溶接等の業務	21H	3	アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断等の業務	31,000	○
	(8)	電気取扱業務(低圧)	14H	2	交流600V以下の充電回路の敷設や修理、開閉器の操作の業務	21,000	○
	(9)	研削といしの取替え等の業務(自由研削用)	6H	1	自由研削といしの取替えまたは取替え時試運転の業務	18,000	○
	(10)	酸素欠乏・硫化水素危険作業	5.5H	1	第二種酸素欠乏危険場所における作業に係る業務	17,000	○
	(11)	巻上げ機の運転の業務(ウインチ)	10H	2	ウインチを使う業務	21,000	○
	(12)	足場の組立て等の業務	6H	1	足場の組立て等の業務	18,000	○
	(13)	墜落制止器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う業務	6H	1	フルハーネス型墜落制止器具を用いる業務	17,000	○
	(14)	電気自動車等の整備の業務	7H	1	電気自動車整備 ※建設機械、電動式バッテリーフォークリフトをメインとした内容です	17,000	
	(15)	テールゲートリフターの操作の業務	6H	1	貨物自動車に設置されているテールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業	18,000	
安全衛生教育	(16)	フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育	6H	1	技能講習を修了された方(おおむね5年ごと)	14,000	
	(17)	刈払機取扱作業安全衛生教育	6H	1	刈払機を使用する作業に従事される方	17,000	
	(18)	チェーンソー以外の振動工具取扱者に対する振動障害防止のための安全衛生教育	4H	1	チェーンソー以外の振動工具を使用する作業に従事される方	14,000	
	(19)	職長教育・安全衛生責任者教育	14H	2	労働者を直接指導監督する方、新たに職務につくことになった職長・安全衛生責任者	30,000	
	(20)	職長・安全衛生責任者能力向上教育	5.7H	1	職長・安全衛生責任者の職務に従事される方(おおむね5年ごと)	15,000	
	(21)	丸のこ等取扱作業従事者に対する安全衛生教育	4H	1	丸のこ等を扱う作業に従事される方	14,000	
	(22)	熱中症予防労働衛生教育(管理者用)	3.5H	1	高温、又は多湿な作業場所での作業を管理される方	15,000	

特別教育・安全衛生教育のご案内



2026年度(2026年4月～2027年3月)》

[illegible]

5月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
		金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
技能講習	車両系建設機械 (整地・運搬・積込・掘削用)	K										K38					K14																
																K45(ベトナム語)										K38							
	フォークリフト	F					F31					F11									F31					F31							
												F31					F31前								F31後								
	ショベルローダー等	S																		F35													
	小型移動式クレーン	L																					L16										
	不整地運搬車	U											U11																				
	高所作業車	H										H12・14								H12・14						H12・14							
	床上操作式クレーン	Y											Y16																	Y16			
玉掛け	T						T15・19							T15・19						T15・19									T15・19				
ガス溶接	G											G13											G13					G13					
車両系建設機械(解体用)	B																										B5						
特別教育							小型連機(整地)								低圧						ローラー				小型連機(整地)								
														テールゲート				フォーク(1t未満)						酸欠		高所(10m未満)				フルハーネス			
												クレーン(5t未満)					といし		低圧				電気自動車			といし							
安全衛生教育							ウィンチ								フルハーネス									クレーン(5t未満)			クレーン(5t未満)					熱中症	
											熱中症						刈払								職長・安貴								

[illegible]

※講習日程は都合により変更する場合がありますので、HPにて最新情報をご確認ください。

[illegible]

「講習の予約・日程」から

マイページで申し込みからお支払い手続きまでを完結できるようになりました(2026年4月から)

■講習予約から資格取得までの流れ

受講コースと日程を選ぶ

ホームページからPC・スマホで24時間予約可能
「機械・目的」「講習名」「センタ・日程一覧」から選択
●保有資格や業務経験によりコース(時間・料金)が異なる場合がありますので受講要件をご確認ください。
●一回の操作で1～10名までの予約が可能です。

コマツ教習所 近畿センタ

検索

マイページで申し込み完結！ここからの手順が新しくなりました！

マイページでのお手続き

申し込み

●ホームページでアドレス等入力後、ログイン情報をお送りするので、**マイページにログインして6日以内に申し込み**を行ってください。
●ホームページのマイページから必要事項入力、必要書類のアップロードをお願いします。
※メール転送により受講者が書類アップロードする事もできます。
①受講者情報入力(住所・生年月日・電話番号・メールアドレス)
②顔写真(修了証作成に使用します) ③本人確認書類 ④免除証明書類
(②③④は写真またはファイル形式で添付。予約者・受講者のどちらからでも入力できます)
※従来の紙の申込書は提出不要です。

▼

受講費用のお支払い

●マイページから受講料を請求します。**請求後、7日以内に支払い**をお願いします。
●**期限内に支払いがない場合、キャンセル**になりますのでご注意ください。
●**支払いはクレジットカード、ペイジー(ネットバンキング・ATM)**がご利用できます。
●請求書が予約管理サイトからダウンロードできます。

▼

受講票の受け取り

●入金確認後、**予約者・受講者へ受講票をメールで送付**いたします。
●領収書は予約管理サイトからダウンロードできます。

受講初日

●持ち物・時間割・アクセスは受講票記載の二次元コードからご確認ください。
●**8時00分**までにご来所ください。(開場：7時30分)
※**時間厳守**をお願いします。
●受講開始後の遅刻・早退・欠席は欠格となり受講費用の返金はいたしません。

▼

実技時の服装等について

●できるだけ動きやすく作業に適した服を着用し、安全靴か運動靴を履いてください。(ランニング・半ズボン・スカート・サンダル等は禁止です)
●ヘルメットをお持ちの方はご持参ください。お持ちでない方はお貸しします。

▼

修了証交付

●規定の講習時間を受講し、試験に合格すると修了証が即日交付されます。

■eラーニングのご案内

2026年5月より一部コースにおいてeラーニングを開始！場所を選ばず受講できる環境をご提供いたします。

■臨時開催・出張講習等(技能講習を除く)はご相談ください。※ご要望にあわせ検討させていただきます。

会社
に支給

人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)制度のご案内

建設業に携わる中小企業の事業主が従業員の技能向上等のために技能実習を受講させた場合、経費や賃金の一部が助成されます。

《対象となる事業主》
詳細は労働局またはハローワークへお尋ねください

◆資本金3億円以下または従業員数300人以下
◆雇用保険料率が「建設の事業」の適用を受ける建設事業主
◆雇用管理責任者を選任していること
◆雇用する建設労働者(雇用保険被保険者)に、有給で受講させる場合
(所定労働時間外や休日に受講させた場合は、労働基準法に定める割増賃金を支払う、または振替休日を与える等する場合)

令和7年10月時点

建設労働者技能実習コース	経費助成	賃金助成
雇用保険被保険者数 20人以下の中小建設事業主	受講料の75%	一人あたり 日額8,550円
雇用保険被保険者数 21人以上の中小建設事業主	35歳未満 受講料の70% 35歳以上 受講料の45%	一人あたり 日額7,600円
中小以外の建設事業主 女性建設労働者	受講料の60%	なし

コマツ教習所 近畿センタ